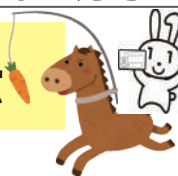


「悪法も法」マイナンバー対処法



外岡新聞

5月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ベイベリール
202号
http://okagesama.jp
TEL: 03-6555-3437
FAX: 03-6730-6140



今回作成したお守りマグネットは大変好評のよ
うでしたので、調子に乗ってレア・バージョンも
作成してみました。ビックリマン世代なので背景
がキラキラした豪華版です。運が良ければこちら
が入手できるかも…？

大混乱時代を乗り切るために

2015年、マイナンバーが導入され、施設には全ての利用者宛てに「通知カード」が一方的に送付され、現場は混乱を極めた。政府は認知症で後見人の就いていない利用者のことを全く考えていなかったからだ。

時は流れ2023年、またあのお騒がせ野郎が帰ってきた。マイナちゃんである。個人的に忌み嫌う胡散臭さNo.1のキャラクターであるが、今回は強引さがパワーアップしている。マイナンバーカード(以下「Mカード」)がなかなか普及しないことにしびれを切らし、「健康保険証を廃止し、Mカードに一本化」という禁じ手に踏み切ったのだ。

形振り構わぬ政府は、マイナポイントなる人參をぶらさげ、全国民を煽動する始末。その結果、不安に駆られ、あるいはポイントで損をしたくない人々が施設に相談するという事態が全国的に起き始めている。施設、在宅のケアマネは何をどうすればよいのか。マイナンバーに関わることでどのようなリスクがあるのか。本号でまとめてみた。

(※現時点での情報に基づくものであり、今後内容が変更となる可能性があります)

4月15日、顧問先の川崎市看護協会にて内部研修をする外岡潤。



「うちのお父さんのマイナンバーカード申請の手続きを施設の方で代行してほしい」と遠方に住む家族に言われたら？



A 「紛失リスクが大きすぎるのでうちでは代行してません」と断る。

B やむを得ず引き受ける。



「Mカードの交付を受けたら、施設の方で預かってほしい」と家族に言われたら？ …



☆: 外岡潤

○: 特養の施設長

○: いや、正に今この問題で困っていますよ。来年から健康保険証が廃止されるっていうから、そうすると介護施設では必須の書類なので結局施設の方でカード切り替え&その後の保管もせざるを得なくなりますよね。

☆: 残念ながらそうなると思います。先進国に数字の上だけ追いつこうとして、本来Mカードの取得は任意のはずなのに健康保険証という生きる上で不可欠な重要機能をマイナンバーに盛り込むことにしてしまった政府の愚策には、呆れてため息も出ません。

○: 全くです。でも、現実を考えると頼まれればAのように断ることはできなさそうですね。あっ、だからタイトルが「悪法も法」ということなんですね？結局は「法」である以上従わざるを得ないと。

☆: そうですね…今月27日にマイナンバー法が改正され、その条項はまだ確認できていないので推測も交えた見解になりますが、今回のようにマイナンバーの機能を拡充する一方で漏洩時の責任が軽くなるということはないでしょう。そうすると結局しわ寄せがいき、割を食うのは介護現場な訳です。いつだってそうですね。現場のこと、認知症高齢者のことをしっかりイメージして手順のフォローをすべきなのに、お役人は想像力が欠けていると言わざるを得ません。

○: 仕方なく申請代行するとして、その手数料をご家族に請求してはいけないのですか？

☆: 当然請求したいところですけどね。やはり、一民間事業者がマイナンバー手続の代行で費用をとるということは特別な規定でも設けられない限り認められない可能性が高いと思います。

○: やはりそうですね…役所に申請に行くとして、具体的にはどのような手続になるのですか？

☆: 令和4年1月31日付総務省自治行政局長通知(個人番号カードの交付等に関する事務処理要領の

外岡新聞

5月号

弁護士法人おかげさま
〒160-0023
東京都新宿区西新宿
8-9-14 ペイペリー
202号
http://okagesama.jp
TEL:03-6555-3437
FAX:03-6730-6140



今回作成したお守りマグネットは大変好評のよ
うでしたので、調子に乗ってレア・バージョンも
作成してみました。ビックリマン世代なので背景
がキラキラした豪華版です。運が良ければこちら
が入手できるかも…？

一部改正について)によれば、利用者が来庁できない場合は施設長の「顔写真証明」を出せば手続できるようです。

- :「この写真は、このご利用者のもので間違いない」と宣誓すればいいってことですか？
- ☆:そうですね。こちらが心配になる位簡素化されており、人違いや不正も起きかねないと危惧しています。
- :なんとかMカードを手に入れたとして、どうやって施設で保管すればいいですか？遅かれ早かれ健康保険証の役割になるのであれば、ご家族のもとに送ってしまうと不便ですよね…
- ☆:そこも仕方ないですね。こうやってなし崩し的に施設に全責任を押し付けているところが、政府(マイナちゃん)が信用できない最大の理由です。しかしこうなった以上、悪法も法であるとして最低限の自衛策をとらざるを得ないでしょう。ポイントは次の3つです。「①Mカード管理責任者を定める、②Mカード管理規程を定める、③②の内容として、Mカードは専用の保管庫に保管し常時施錠、解錠する担当職員を決めておく、カードを出し入れする際には日時・目的・持ち出した職員名等を記録する、といったルールを設けることです。
- :外部受診のたびにMカードが必要になり、面倒な手続をしなきゃならなくなるということですか…悪法も法とはいえ、さすがに付き合いきれなくなりそうです。他に注意点はありますか。
- ☆:今月25日、マイナポイント不正取得容疑で奈良市職員が逮捕されました。カードの申請や交付を担当する会計年度任用職員だった時期に、盗んだカードを用い勝手に暗証番号を設定しデジタル庁のサイトにアクセスし、7500円相当のマイナポイントを不正に取得した(電子計算機使用詐欺)そうです。利用者のポイントを職員や家族が不正取得するという事態に目を光らせる必要もありそうです。普及させんがためにばらまいた人参のおかげで二度手間、三度手間になるとは、本当に愚策には付き合いきれません。



新・電話番号のご案内
(03) 6555-13437をよろしく!

法人化をきっかけに、事務局の機能強化を進めております。お陰様でYouTubeやコラム掲載などの情報配信にもだいたい注力できるようになりました。

その一環として、新たな事務所の電話番号を導入しました。こちらは事務局の方に繋がりますが、外岡が対応することは変わりなく、またこれまでの番号も引き続き開通しておりますので今まで通りお気軽にご相談頂ければと思います。

それに伴い、左のようなお守り型マグネットを作ってみました。水道工事の販促品でお守りの形のものも投函されておりました。似たようなもので、顧問先様に順次お届けしますので、冷蔵庫などに貼り何かあれば思い出して頂ければ嬉しいです。



外岡流 趣味の部屋

花の見方



日舞について振り返ってみると、自分が始めたのが27歳でしたから、かれこれ16年間休まず続けてきたことになりました。おおよそ週一回、もう生活の一部になってしましますが、お稽古に行くたびに先生の凛とした佇まいや目の覚めるような美しい所作に刺激を受け、日常生活に流されていた怠惰な姿勢がシャーンとするように感じます。

その先生も、当たり前ですがお年を召され、転んで怪我をされる等心配なことが目立つようになりました。「何を食べても体重が増えない」というので、プロテインをおすすめしてみました。があれは癖があるのでスツキリ飲めるものを探してみようと思います。

そんな先生から、昨夜も金言ともいえるべきアドバイスを頂きました。「桜は顎で見る、梅は顔で見る」。どっついついことかというところ、踊りの中で桜を見る設定のときは、顎を上げて高いところにある桜を見上げるように。一方、梅はそれほど高くなく、香りが強いので顔を近づけて匂いをかぐように見るのだということでした。

こういう違いを聞くにつけ、日本人は本当に繊細な表現を使い分けているのだなと感動し、誇らしい気持ちになります。「桜は顎で見る」、ずっと覚えておきたい言葉です。

編集後記

昼夜の寒暖差が激しい日が続きましたが、今日などは急に湿度が上がって初夏を感じさせる空気になりました。▼目まぐるしい季節の移ろいの中で、現場はいつでも待ったなし。今月はマイナンパーに関するご相談が相次いだので特集してみました。が導入当時もずいぶん特集を組んだものでした。▼精度自体は悪い発想ではないのですが、後見人を必要とする人にもずいぶん対応しなければなりません。